

1. 令和2年第3回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和2年6月29日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 議案第82号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程3 議案第83号 郡上市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第84号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について

日程5 議案第85号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程6 議案第86号 郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程7 議案第87号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について

日程8 議案第92号 財産の無償譲渡について（美並町山田地内）

日程9 議案第97号 市道路線の認定について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程9まで

日程10 議案第98号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について

日程11 議発第7号 議員派遣について

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本 田 教 治	2番	長 岡 文 男
3番	田 代 まさよ	4番	田 中 義 久
5番	蓑 島 もとみ	6番	三 島 一 貴
7番	森 藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野 田 勝 彦	10番	山 川 直 保
11番	田 中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田 代 はつ江	14番	兼 山 悌 孝
15番	尾 村 忠 雄	16番	渡 辺 友 三
17番	清 水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市 長 公 室 長	日 置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	市 長 公 室 付 部 長	河 合 保 隆
健康福祉部長	和 田 美江子	商工観光部長	可 児 俊 行
建 設 部 長	小酒井 章 義	消 防 長	笹 原 克 仁
郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大 坪 一 久	議会事務局 議会総務課 主 任	岩 田 亨 一
議会事務局 議会総務課 係 長	三 島 栄 志		

◎開議の宣告

○議長（山川直保君） おはようございます。

議員各位、執行部の皆様におかれましては、6月10日開会以来、それぞれ出務、御苦労さまでございます。

いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

ただ今の出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

また、報道のため撮影を許可しておりますので、お願いをいたします。

（午前 9時50分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、14番 兼山悌孝君、15番 尾村忠雄君を指名いたします。

◎議案第82号から議案第87号までについて（委員長報告・質疑・採決）

○議長（山川直保君） 日程2、議案第82号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程7、議案第87号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例についての6議案を一括議題とします。

ただいま一括議題としました6議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、田中やすひさ君。

11番 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） おはようございます。それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

令和2年6月17日開催の令和2年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例4議案につきまして、令和2年6月19日開催の第3回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第82号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、人事院が定める「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例」に準じ、

感染症防疫等作業手当の支給に係る所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から感染症防疫等作業手当の支給に該当する職員の有無について質問があり、当該改正条例の適用予定日から現在までに該当となる作業を行った市の医師は延べ8名、看護師は延べ17名で、従事日数としては36日となる。また「新型コロナウイルス感染症患者の移送にかかる覚書」を県と締結しているが、現在までに保健所から患者等の搬送依頼はないと承知しているとの説明がありました。

また、想定される手当の支給対象職員について質問があり、従事が想定される職員は、医師・看護師・消防士であるが、仮に後方施設としてホテル等が借り上げられた場合には、管理や連絡調整等に当たる職員として、一般の行政職員も該当する可能性はあるとの説明がありました。

手当の支給額の根拠について質問があり、人事院規則の一部改正では金額の根拠は明らかにされていないが、国家公務員の特殊勤務手当である国際緊急援助等手当では、国際緊急援助活動として防疫活動を含む医療活動等に従事した場合、当該業務が心身に与える緊張の度合いに応じて1日当たり3,000円もしくは4,000円を支給するとしており、それを参考にして決めたとされているとの説明がありました。

手当を支給するべきかどうかの判断について質問があり、感染が確定又は医師の診断により感染の疑いがあるとされた対象者に対する措置等を行った場合を手当支給の対象とし、疑いがない場合は支給対象としないことを原則としており、感染の疑いがあると診断されPCR検査を行うため検体採取をした場合や、検査結果が出るまで看護等を行った場合には、結果として陰性であっても手当を支給するとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第83号 郡上市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、ふるさと寄附金を受領年度に活用する場合における事務を円滑に行うため、基金に積み立てることなく事業の費用に充てることができることとする規定を加えるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から市長が寄附金を受領年度内に活用しなければならないと想定されるものについて質問があり、新型コロナウイルス感染症対策に関するふるさと寄附金など寄附者から意向があれば、受領年度内での活用を検討したいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第84号 郡上市税条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員からたばこ1箱当たりの増税額及び税額の推移について質問があり、紙巻きた

ばこの販売価格に含まれる市税は、令和2年10月1日から1箱当たり8.6円増額し、令和3年10月1日からはさらに8.6円の増額となる。また、近年におけるたばこ税の推移については平成25年度が最も多く、その後、健康志向や健康増進法の施行等に伴い、年々減少傾向にあるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第85号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

消防長から、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額等を改めるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。令和2年6月29日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会総務常任委員会委員長 田中やすひさ。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

続きまして、文教民生常任委員会委員長、渡辺友三君。

16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） おはようございます。

それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

令和2年6月17日開催の令和2年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました2議案につきまして、令和2年6月23日開催の第3回文教民生常任委員会において慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。なお、経過については主な内容を報告致します。

議案第86号 郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件の拡充を図るため定めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から現在の研修の実施場所及び中核都市による研修開催が可能となることについての利点について質問があり、現在は県の主催で岐阜、東濃、西濃、飛騨の4か所で実施されている。利点は、県以外に岐阜市主催の研修が開催されることによる受講機会の増加と考えているとの説明がありました。

受講修了できなかった場合の対応及び受講にかかる費用についての質問があり、毎年受講の機会

がある。費用は主にテキスト代と交通費で、市の補助事業であり、今年度は10名分を予算計上し対応しているとの説明でありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第87号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する介護保険料の軽減を強化するため定めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から介護保険料の今後の見通しについて質問があり、今年度、アンケート結果や市内高齢者施設の状況を踏まえ、第8期介護保険事業計画を策定し保険料を決定するが、増額はないと予測しているとの説明がありました。

高齢者の所得増加について、配慮について質問があり、介護保険料の設定は9段階が標準で、県内では最大17段階の設定もある。当市の9段階は標準的であり、高所得者にも配慮されている設定であるとの説明を受けました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について御報告します。令和2年6月29日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 渡辺友三。

以上でございます。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第82号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 9番、野田勝彦でございます。よろしくお願いします。

議案第82号につきまして、委員会での審査の経過といいますか、内容について若干の質問をさせていただきますと思います。

この82号、前にも質疑のところで申し上げた内容でございますけども、新型コロナウイルスの感染症に対して、市の職員、市として医師、看護師、消防士等とありましたけども——などの市の職員に対する特殊勤務手当を規定をするということでもあります。ただ、この説明の内容、議案の内容のほうにもありますけども、従来、郡上市の感染症に対する考え方は、基本的に重篤な患者については市で対応をしないといいますか、専らこの市外の専門的な機関や病院に移送をして、そちらのほうで専門的な治療を受けるという前提での対応でありました。ところが、この新型コロナウイルスに関しましては、特に改正内容の②番におきまして、重篤な患者も引き受けなければならない状

況を想定しております。これは、検査や、あるいは中心地のほうへ移送をするという、言わば軽微な業務だけではなしに、非常に重篤な患者も長期にわたって治療や看護をしなければならんということです、このこうした想定が当然ながら出てくるわけです。その場合に、この場合の院内感染が当然ながら心配をされるんですが、そうした院内感染へのリスクをどのように回避するかについて、委員会では議論にならなかったのかお尋ねをいたします。

(挙手する者あり)

○議長（山川直保君） 11番 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） 今、野田議員が質問されたことは、端的に言いますと、議論にはなりません。なぜなら、委員の皆さんからも御意見がでしたが、郡上市としてどこまでの医療体制を今後構築していくか、どこまでの感染防止策を取っていくかということは、この条例の審査対象ではないというような判断をさせていただいたからだというふうに思います。この条例の改正の目的は、今、野田議員御指摘のとおり、最前線でコロナの対応をしてくださっている皆さんへの支援をどうするかということが条例改正の目的でありますので、御理解いただけますようよろしくお願いをいたします。

(挙手する者あり)

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） ただいま説明をいただきました内容について、私も理解をするところではあります。この条例は、特殊勤務手当を新たに設けるということですから、直接的には私は今申し上げたことに対する議論は、関わらないという考え方も取れるかと思いますが、しかし、医療関係の医師、看護師等のこの危険といいますか感染リスクを考えた場合に、引き受けなければならない状況は特殊勤務手当で規定されているわけです。ですから、そのリスクが想定されているが、それに対しての今現在は、その対応策やリスク回避のいろんな方策については十分準備はされていると思いますが、しかし、考えられる最大の私は努力はすべきだと思います。それは前から申し上げているように、前室を伴う陰圧を備えた感染症の病床あるいは病室、病棟等こういうのは自然災害と同様に備えておくべきである。これは、今現在、日本全体の専門家の議論だと私は思っております。様々な感染症対策における出費がかさむ中で大変とは思いますが、私は今後ともこういう観点で、市内における感染症病床に対する対応をぜひとも考えてこれからいただきたいと、そういう要望を申し上げて終わります。

○議長（山川直保君） そのほか質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山川直保君） 以上で質疑を終結します。

議案第82号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第83号 郡上市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第83号に対する討論の通告はありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第84号 郡上市税条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第84号に対する討論の通告はありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第85号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第85号に対する討論の通告はありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第86号 郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第86号に対する討論の通告はありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第87号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第87号に対する討論の通告はありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第92号について（委員長報告・採決）

○議長（山川直保君） 日程8、議案第92号 財産の無償譲渡について（美並町山田地内）を議題とします。

ただいま議題としました議案第92号は、総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員会委員長、田中やすひさ君。

11番 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） それでは報告をさせていただきます。

令和2年6月17日開催の令和2年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他1議案につきまして、令和2年6月19日開催の第3回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第92号 財産の無償譲渡について（美並町山田地内）。

総務部長から、自治会が実質上所有する市名義の土地を当該自治会に譲渡するものであり、当時、「くじ本組」名義では岐阜県の分収造林事業が実施できなかったため、「美並村」として所有権保存登記をしたが、現在は「くじ本自治会」として登記が可能な認可地縁団体になっているため、当該自治会に土地を戻すものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から法人格のない団体がどのように所有権を持っていたのかとの質問があり、閉鎖前の登記簿の備考欄に所有者として「くじ本組」の記載があることから、当該土地について所有権を持っていたと考えられるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。令和2年6月29日、郡上市議会議長山川直保様。郡上市議会総務常任委員会委員長 田中やすひさ。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第92号に対する討論の通告はありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第97号について（委員長報告・採決）

○議長（山川直保君） 日程9、議案第97号 市道路線の認定についてを議題とします。

ただいま議題としました議案第97号は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長 兼山悌孝君。

14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

令和2年6月17日開催の令和2年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました1議案につきまして、令和2年6月22日開催の第3回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第97号 市道路線の認定について。

建設部長から、本町区内線については八幡町本町地内の交流拠点整備に関連し、防災道路として安全性と機能性を常時確保できるよう、新規路線として認定するものであるとの説明を受けました。

また、剣・中津屋線については、国道156号大和改良に伴い、旧道となる区間について国から移管を受け、新規路線として認定するものであるとの説明を受けました。

また、駅前避難地線については、白鳥駅前避難地に向かう東側進入路について適切に維持管理を行い、安全性と機能性を常時確保できるよう、新規路線として認定するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から本町区内線について防災道路という位置付けだが、緊急車両の乗り入れを想定し、終点で接道する宗祇水側の市道まで車両の通り抜けを可能とする考えはなかったかとの質問があり、起点から交流施設エリアまでの車両の進入及び転回は可能となっており、また、宗祇水前の石畳の市道は原則車両の通行ができない歩行者用道路となっているため、交流エリアから終点までは宗祇水側と同じく歩行者用道路とし、有事の際には2方向の避難路を確保するものであるとの説明がありました。

剣・中津屋線について、起点と終点の新道と旧道との交差点における信号機の設置計画はあるかとの質問があり、今のところ中津屋側、剣側いずれも信号機を設置する計画はないとの説明がありました。

また、新道と旧道の接道箇所について、鋭角で接道することとなり通行に支障を生じるのではないかとの質問があり、地域の意見も踏まえた上で、設計基準に基づき、一定の大型車両までについては流出入を可能とする進入角度を確保しているとの説明がありました。

また、市道認定に伴う道路維持費用の見通しについて質問があり、地元の方の利用が主となることを想定しており、国道管理と比較して規模は縮小することになるが、剣用水の管理道路として機能等は最低限確保したいとの説明がありました。

駅前避難地線について、水路敷に関して市道路線認定上の支障はないかとの質問があり、平成29年度に実施した道路改良の際に、隣接する建物との間に隙間がある状態であった水路を改良済みであり、現在排水については特段の支障はないとの説明がありました。

また、駅前避難地の南側は私有地だが、駅前避難地への車両の進入は可能かとの質問があり、市道改良の際に車両の通行が可能な5メートルの幅員を確保しており、東側から駅前避難地への進入、通り抜けが可能であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。令和2年6月29日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山悌孝。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

議案第97号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたしますが、再開は3分後の10時25分とします。

（午前10時22分）

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時25分）

○議長（山川直保君） ここで日程の追加を行いたいと思います。

議案第98号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について、議発第7号 議員派遣についての2議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認め、日程に追加いたします。追加日程につきましては、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

◎議案第98号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（山川直保君） 日程10、議案第98号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第98号をお願いいたします。

令和2年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和2年6月29日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、一般会計補正予算（第3号）の1ページをお願いいたします。

令和2年度郡上市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,912万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ325億327万2,000円とする。

予算の詳細につきましては、お配りいたしました事業概要説明一覧表で説明をさせていただきます。事業概要説明一覧表を御覧いただきたいと思います。

1ページをお願いします。

今回の補正予算につきましては、全て新型コロナウイルス感染症対策に係るものでございますのでよろしくお願いいたします。

それでは歳入のほうですが、16款国庫支出金でございます。児童福祉費補助金、保育対策総合支援事業費補助金、180万2,000円の皆増でございます。新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育対策総合支援事業費補助金の採択によるものでございます。補助率は10分の10で、市立保育園に対するもので167万6,000円と公立保育園に対するもの12万6,000円でございます。

同じく、ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金でございます。2,807万円の皆増でございます。新型コロナウイルス感染症対策に伴うひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金でございます。これも10分の10でございます。児童扶養手当受給世帯への給付、それから第2子以降の加算、収入が減少した受給世帯への給付等によるものでございます。

同じく、ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金でございます。138万3,000円の皆増でございます。こちらは上記の事業に対する事務費の補助金でございます。これも10分の10でございます。

20款繰入金、財政調整基金繰入金787万4,000円の増額でございます。財源としての繰入れでございます。

歳入合計としまして3,912万9,000円の増額ということでございます。

2ページをお願いします。

歳出のほうですが、3款民生費でございます。保育環境改善等事業167万6,000円の皆増でございます。新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育対策総合支援事業費補助金の採択によるものでござ

ございます。市立保育園7園分の対策経費に対する補助金10分の10でございます。3月までの支出分につきましては、お認めいただきました3月24日専決で手当されておりますが、各園当たり50万円の上限という補助内容になっておりまして、それに達していない分につきましては、4月1日以降の購入分について追加補助となったものでございます。

同じく、ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業2,945万3,000円の皆増でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症対策に伴うひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業の実施によるものでございます。対象は、6月分の児童扶養手当の受給等の要件に該当する方でございます。給付金の合計が2,807万円ということで、その内訳がここに記載のとおりですが、児童扶養手当受給世帯等への給付としまして1世帯当たり5万円、第2子以降の加算としまして1人当たり3万円、収入が減少した受給世帯の給付としまして1世帯当たり5万円ということでございます。それから事務費として138万3,000円でございます。これも10分の10の補助でございます。

同じく、保育園管理運営経費でございます。補正額ゼロでございますが、これも一番最初の事業と同じで、4月1日以降の感染症対策の事業に対する補助金でございます。こちらは、公立保育園8園分の事業でございます。少額でありますので、既決予算のほうで対応させていただきましたので、補正額はゼロということでございます。12万6,000円分をここへ充当をさせていただいております。

6款商工費、新型コロナウイルス商工緊急対策事業800万円の増額でございます。4月18日から5月6日の県休業協力金の対象外となりました市の指定管理者に対しまして、市単独の休業協力金の支給をしようとするものでございます。16事業者でございます。

歳出合計としましては、3,912万9,000円の増額でございます。

以上、御審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 9番、野田です。今の事業内容を説明書一覧の2ページでございます。歳出のところの2段目、児童手当、右側の補正の理由のところですが、児童扶養手当の給付世帯は280世帯掛ける5万円ということですが、その次の次ですが、収入が減少した世帯への給付は、併給でと考えてよろしいでしょうか。併せて、要するに、この198世帯が10万円になるということにより、いかどうかと同時に、198世帯は、既に把握されている数字なのかということを伺います。

○議長（山川直保君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 今の御質問ですが、まず、この支給対象者ですが、児童扶養手当の令和2年6月分の支給を受ける方というところと、あと、公的年金等を受けていることにより児

児童扶養手当の支給を受けていない方、公的年金というのは障害年金、遺族年金といったところを示しますが、そういった対象の方が、収入が減少したとき、1世帯当たり5万円はプラスされるといったものでございますので、併給されるといったものであります。そして、一つ、収入の多い方がございますが、そういった方は、公的年金とそれから収入が足したものが、児童扶養手当に関わる支給制限限度額を超えるような方という対象者は、児童扶養手当が対象外というふうになっております。その方は、収入が児童扶養手当の水準まで下がった場合に、併給ではなく5万円と、あと子どもの数、2子以降の3万円というところが支給されるものでございます。

あと、もう一つの198世帯が収入減少した世帯ということで上げておりますが、これは、児童扶養手当6月分を支給する対象者と、それから現在支給を受けていない対象者が、収入が下がりました対象となったといったところを合わせまして、最大限の対象者を取っておりますので、198といった数字でございます。これは、収入が下がった場合は、要申請というふうになっておりますので、申請しない方もお見えになるかもしれませんので、そういったところと、あと収入が下がっていないといったところもあると思います。198は最大の数字になっております。

以上です。

(挙手する者あり)

○議長(山川直保君) 9番 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) なかなかこの対象者の把握は難しいかと思ひますし、また、申請が必要ということならば、ぜひともまた通知といいますか、お知らせをしっかりとお願いをしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長(山川直保君) ほかに質疑はありますか。

(挙手する者あり)

○議長(山川直保君) 4番 田中義久君。

○4番(田中義久君) ちょっと——4番、田中です——聞き落としたかもしれませんが、支出の新型コロナウイルス商工緊急対策事業、この対象事業者の中に、スポーツセンター、これとか入っていないものは、この対象事業者の説明のところに書いてあるような別で県の対応をされたとか等々の理由かもというふうに理解したほうがいいんだと思ひますけど、たまたまこのスポーツフラッグGがありますけれども、郡上市のスポーツセンターのはどうでしたかというのをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長(山川直保君) 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長(可児俊行君) 失礼いたします。ただいまの御質問に対しましてお答えをさせていただきます。郡上市総合スポーツセンターにつきましては、株式会社ドルフィンさんのほうで指定管理をしていただくというところではございます。この会社につきましては、岐阜市等で、自社の

施設で既に申請をしておるということでございます。この協力金は、県の協力金は1事業者1回と、複数の施設を持っていたとしても、そのような決まりでございますので、今回は郡上市のほうからは対象外ということで取扱いをさせていただくものでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

○議長(山川直保君) 4番 田中義久君。

○4番(田中義久君) 4番、田中です。よく分かりました。それぞれ、恐らく1件1件全部点検されて、こういうふうにされたと思いますが、あわせて、もう1点お聞きすれば、例えばその指定管理者と郡上市の間でスポーツセンターですと、この言わばどれだけの収入があり、そしてどれだけの必要な経費をお支払いになったかというふうな指定管理者の毎年の収支の報告があり、また、そのことに基づいて指定管理料の支払いがあったり、市に対して納付をしていただくというものがあると思いますので、そうすると、そういうもの、あるいは場合によっては内部留保のお金のこともあると思うんですけど、そういうところも点検をされたかどうかお聞きしたいと思います。

○議長(山川直保君) 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長(可児俊行君) 実際には、その辺のところも確認はさせていただいたところではございますが、今回のこの協力金の趣旨といたしましては、そういう収支に関わらず、国の緊急事態宣言を受けて、県が休業要請の対象となる施設に対して、4月18日から5月6日までの間、休業要請をして完全に休業したというところをもって対象としたというようなところでございますのでよろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長(山川直保君) よろしいですか。4番 田中義久君。

○4番(田中義久君) すいません、4番、田中です。毎年のその収支報告を見ながらの今後の対応ということもあると思いますので、その点につきましては含んでおいていただいたほうがいいのではないかというふうに思いますので、その点はちょっと御指摘をさせていただきます。

○議長(山川直保君) 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長(可児俊行君) ありがとうございます。今の指定管理の部分の指定管理料につきましては、今後この施設の経営状況であったり、事業者の経営の状況、そして設立当時の経緯というものも多分あるかと思います。その辺を相対的に調査をいたしまして、今後、関係部署とともにその指定管理の見直しというところの検討というものはさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(山川直保君) 以上でいいですか。ほか、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第98号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第98号について原案のとおり可とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第7号について

○議長（山川直保君） 日程11、議発第7号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について、会議規則第169条の規定により申出がありました。

お諮りします。申出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎市長挨拶

○議長（山川直保君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、市長から御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 令和2年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る6月10日開会以来、本日29日に至るまで20日間にわたって、終始真剣かつ慎重に議案の審議をいただきました。ありがとうございました。

そして、本日追加提出をいたしまして、ただいま御審議をいただきました議案も含めまして、全

ての提出議案について議決決定をしていただきました。ありがとうございました。

今回の議会は、目下直面をしております、大問題であります新型コロナウイルス感染症に関する議案や一般質問等が多かったわけでございますけれども、市といたしましては、専決承認をいただいた予算や条例、あるいは今回議決をいただきました補正予算や条例に基づいて、適切な執行を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、議会の御提言や御意見を踏まえながら、そしてまた、状況の変化に即応しながら適時適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

さて、これから梅雨時を経て本格的な夏に入ってまいります。踊りのない夏として、郡上としては異例の夏を迎えるわけでありましてけれども、市民の皆さんと一丸となって、元気を出して、感染防止がまず第一でありますけれども、地域の産業・経済や、あるいは生活を新しい日常の理念でもって取り戻していくとか、つくっていくということに取り組んでまいりたいというふうに思います。

議員の皆様におかれましても、まずは健康第一で御留意をいただきながら、ますますの御活躍をいただきますようお願いを申し上げまして、御挨拶といたします。ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（山川直保君） 令和2年第3回郡上市議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、新型コロナウイルスの感染症対策のために、本当に異例の議会となりましたが、6月10日からの20日間、条例の改正はじめ補正予算など市政の諸案件につきまして、極めて慎重に審議をいただきまして、全議案を滞りなく議了することができました。これもひとえに議員各位の御協力によるものと深く感謝を申し上げます。

また、市長はじめ執行部の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じまして、議員各位から審議の経過や、また一般質問で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますようお願いを申し上げます。

なお、代表監査委員におかれましては、本会議への御出席おいでいただきまして、誠にありがとうございました。

議員各位並びに執行部各位におかれましては、大変御多忙の毎日が続くと思いますけれども、健康に御留意いただきまして、益々の御活躍を祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（山川直保君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和2年第3回郡上市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（午前10時48分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄